

令和 8 年度省エネ・省 CO<sub>2</sub>加速化支援事業費補助金  
(住宅等の脱炭素化促進事業及び中小企業の省エネ・省 CO<sub>2</sub>加速化支援事業)  
交付規程

令和 8 年 8 月 7 日 環技業 8t 市第 26080701 号  
一般社団法人環境技術普及促進協会 制定

(通則)

第 1 条 省エネ・省 CO<sub>2</sub>加速化支援事業費補助金（住宅等の脱炭素化促進事業及び中小企業の省エネ・省 CO<sub>2</sub>加速化支援事業）の交付については、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号。以下「規則」という。）、省エネ・省 CO<sub>2</sub>加速化支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）、省エネ・省 CO<sub>2</sub>加速化支援事業費補助金実施要領及びその他の関係法令・例規の規定（以下「法令等」という。）によるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この規程は、交付要綱第 17 条の規定に基づき、一般社団法人環境技術普及促進協会（以下「協会」という。）が行う間接補助金（以下「補助金」という。）を交付する事業の手續等を定め、これをもってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(交付の対象等)

第 3 条 協会は、補助金の趣旨に則り、別表 1 の第 1 欄及び第 2 欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、補助金の交付の対象として協会が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、補助金を交付する。ただし、別紙 1 暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の内容並びに補助金の交付額の算定方法及び上限額は、別表 1 のとおりとする。

3 補助金の交付を申請できる者（以下「申請者」という。）は、別表 3 に掲げる者とする。

(交付の申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする場合、申請者は、別紙 2 様式 1 に定め

る交付申請書に協会が定める書類を添えて、別に定める時期までに協会に提出しなければならない。

(変更申請)

第5条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに協会に書面をもって変更を申し出なければならない。

(交付の決定の通知)

第6条 協会は、第4条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、別紙2様式2に定める交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ協会の承認を受けなければならない。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第5条に定める手続によるものとする。
- (3) 補助事業の全部若しくは一部を廃止しようとする場合は、別紙2様式5に定める取下申請書を協会に提出して承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業の遂行及び収支の状況について、協会の要求があったときは速やかに遂行状況を協会に書面をもって報告しなければならない。
- (5) 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく協会に報告しなければならない。
- (6) 協会は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

- (7) 協会は、補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を協会に納付させることができる。
- (8) 補助事業者は、補助事業の完了後、大阪市が実施する二酸化炭素削減効果に関する効果検証等において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、大阪市（大阪市から委託を受けた民間事業者を含む。）及び協会から指示があった場合には、必要な情報を提供しなければならない。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、補助事業者は、本規程を遵守しなければならない。

#### （申請の取下げ）

第 8 条 申請者は、補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、協会が別に定める期日までに協会に別紙 2 様式 5 に定める取下申請書を協会に提出しなければならない。

#### （補助事業の遂行の命令等）

第 9 条 大阪市長又は協会は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

#### （実績報告）

第 10 条 補助事業者は、補助事業が完了（交付の決定を受けた場合を含む。）したときは、協会が別に定める期日までに別紙 2 様式 3 に定める実績報告書を協会に提出しなければならない。

#### （補助事業の承継）

第 11 条 協会は、補助事業者について事業の期間中に、相続等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、承継承認申請をあらかじめ書面をもって提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

第 12 条 協会は、第 10 条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 7 条第 2 号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、別紙 2 様式 4 に定める交付額確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の支払)

第 13 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、別紙 2 様式 3 に定める請求書を協会に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 14 条 協会は、第 7 条第 3 号の補助事業の全部若しくは一部の廃止の申請があつた場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 6 条の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第 4 号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(1) 補助事業者が、法令等又は本規程に基づく協会の指示等に従わない場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

(5) 補助事業者が、別紙 1 の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

2 協会は、前項の取消しを行った場合は、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を請求するものとする。

3 協会は、前項の補助金の全部又は一部の返還を請求する場合（第 1 項第 4 号に規定する場合を除く。）には、加算金の納付を併せて徴することができるものとし、当該加算金の割合等については規則第 19 条の規定に準ずる。

- 4 第2項の補助金の返還期限は、返還の請求がなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合の延滞金等については規則第19条の規定に準ずる。

(加算金の計算)

第15条 協会は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第16条 協会は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

- 2 前条の規定は、前項の延滞金を徴する場合に準用する。

(取得財産等の管理等)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、取得財産等明細表を第10条に定める実績報告書に添付して提出するものとする。ただし、協会が別に定める場合は、この限りでない。
- 3 協会は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を協会に納付させることができるものとする。
- 4 協会は、前項の補助金の返還については、期限を設けて返還の請求を行い、期限内に納付がない場合の延滞金等については、規則第19条の規定に準ずる。

(財産処分の制限等)

第18条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他市長が定める財産とする。

- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）等を勘案して、環境大臣又は経済産業大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、協会の承認を受けずに、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。（本補助金の交付を受けた住宅等を、住宅等として販売、譲渡又は貸し付け等を行う場合を除く。）
- 4 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別紙 2 様式 6 に定める財産処分承認申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成 20 年 5 月 15 日付環境会発第 080515002 号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第 4 に定める財産処分納付金について、協会が定める期限内に納付がない場合は、規則第 19 条の規定に準ずる。なお、協会は、前項の承認をする場合においては、必要な条件を付することができるものとする。
- 6 第 2 項の規定により定められた期間を経過した取得財産を処分することにより補助事業者が得た収入については、前条第 3 項の規定は適用しない。

（補助事業の経理等）

- 第 19 条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後 5 年間、協会の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。
- 2 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、書面により速やかに協会に報告しなければならない（ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。）。協会は、その報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合の延滞金等については、規則第 19 条の規定に準ずる。

（電子情報処理組織による申請等）

第 20 条 補助事業者は、第 4 条の規定に基づく交付の申請、第 5 条の規定に基づく変更交付の申請、第 7 条第 2 号の規定に基づく計画変更の申請、第 7 条第 3 号の規定に基づく廃止の申請、第 7 条第 4 号の規定に基づく状況報告、第 8 条の規定に基づく申請の取下げ、第 10 条の規定に基づく実績報告、第 11 条の規定に基づく補助事業の承継承認申請、第 13 条第 2 項の規定に基づく支払請求、第 17 条第 2 項の規定に基づく取得財産等の報告、又は第 18 条第 4 項の規定に基づく財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、協会が定めた場合に限り電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

（電子情報処理組織による通知等）

第 21 条 協会は、前条の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電子情報処理組織又は電子メール等を使用する方法により行うことができる。

（秘密の保持）

第 22 条 協会は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って協会に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

（暴力団排除に関する誓約）

第 23 条 補助事業者は、別紙 1 の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（申請者の地位を失った場合の取扱い）

第 24 条 申請者が倒産、死亡、又は補助事業者としての資格の停止や喪失等により、第 4 条に定める交付の申請、第 6 条に定める交付決定の通知の受理又は第 8 条に定める申請の取下げ等を行うことができないことが明らかである場合、協会は大阪市長の承認の上、当該申請者が行った補助事業に係る補助金の取扱いについて、別に定めることができる。

（その他）

第 25 条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な

事項は、協会が別に定める。

附 則

この規程は、令和８年８月７日から施行する。

別表 1 補助事業、補助対象経費及び交付額の算定方法等

| 1 補助事業の区分           | 2 補助事業の内容                                                                                                                            | 3 補助対象経費         | 4 交付額の算定方法及び上限額                                                             |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 住宅等の脱炭素化促進事業<br>※ 1 | 対象事業 1<br><br>脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO <sub>2</sub> 加速化支援事業）交付要綱（以下「国要綱 1」という。）に規定する間接補助事業                       | 対象事業 1 の実施に要する費用 | 別表 2 に定める補助単価に施工箇所数を乗じて得た額。<br>ただし、1 戸（非住宅にあっては 1 棟）あたり 10 万円を上限とする。※ 2     |
|                     | 対象事業 2<br><br>高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金交付要綱（以下「国要綱 2」という。）に規定する間接補助事業                                                         | 対象事業 2 の実施に要する費用 | 補助対象経費に係る補助単価（1 台あたり 3 万円）に台数を乗じて得た額。※ 2                                    |
|                     | 対象事業 3<br><br>既存賃貸集合住宅用小型省エネルギー型給湯器導入促進事業費補助金交付要綱（以下「国要綱 3」という。）に規定する間接補助事業                                                          | 対象事業 3 の実施に要する費用 | 補助対象経費に係る補助単価（1 台あたり 3 万円）に台数を乗じて得た額。※ 2                                    |
|                     | 対象事業 4<br><br>再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（DR リソース導入のための家庭用蓄電システム導入支援事業）交付要綱（以下「国要綱 4」という。）に規定する間接補助事業（家庭用蓄電システム導入支援事業に限る。） | 対象事業 4 の実施に要する費用 | 補助対象経費に係る補助単価（1 kWh あたり 3 万円）に初期実効容量を乗じて得た額。<br>ただし、1 申請あたり 30 万円を上限とする。※ 2 |

|                                                          |                                                                                                    |                                                     |                                                                                    |
|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 中小企業<br>の省エネ<br>・省 CO <sub>2</sub><br>加速化支<br>援事業<br>※ 1 | <p>対象事業 5</p> <p>中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業）交付要綱（以下「国要綱 5」という。）に規定する間接補助事業</p> | <p>対象事業 5<br/>に係る診断<br/>等を受ける<br/>ために要す<br/>る費用</p> | <p>対象事業 5 に係る診断等<br/>を受けるために負担した<br/>費用の定額。<br/>ただし、1 申請あたり 5<br/>万円を上限とする。※ 2</p> |
|                                                          | <p>対象事業 6</p> <p>中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費交付要綱（以下「国要綱 6」という。）に規定するエネルギー利用最適化診断等事業</p>                   | <p>対象事業 6<br/>に係る診断<br/>を受けるた<br/>めに要する<br/>費用</p>  | <p>対象事業 6 に係る診断を<br/>受けるために負担した費<br/>用の定額。<br/>ただし、1 申請あたり 5<br/>万円を上限とする。※ 2</p>  |
|                                                          | <p>対象事業 7</p> <p>省エネルギー投資促進支援事業費補助金交付要綱（以下「国要綱 7」という。）に規定する間接補助事業（設備単位型のうちユーティリティ設備導入支援事業に限る。）</p> | <p>対象事業 7<br/>の実施に要<br/>する費用</p>                    | <p>補助対象経費に 3 分の 1<br/>を乗じて得た額。<br/>ただし、1 申請あたり<br/>300 万円を上限とする。<br/>※ 2</p>       |

備考

- ※ 1 令和 8 年 4 月 1 日以降に大阪市域で実施される補助事業を対象とする。ただし、地方公共団体が所有する施設等に係る補助事業は対象外とする。
- ※ 2 補助金の交付額は、国要綱 1 から国要綱 7 までの補助金を財源とする補助の額と補助金の交付額の合計額が、補助対象経費を超えない範囲内とする。また、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

別表2 対象住宅のタイプ毎の補助額

(1) 戸建住宅及び非住宅建築物(延床面積 240 m<sup>2</sup>以下) ※<sup>1</sup>における補助額

(円。ガラス交換：1枚あたり。その他：施工箇所1箇所あたり)

| 工種                      | グレード | 熱貫流率<br>(W/m <sup>2</sup> ・K) | 大きさの区分           |                 |                 |                 |
|-------------------------|------|-------------------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|                         |      |                               | 特大※ <sup>2</sup> | 大※ <sup>3</sup> | 中※ <sup>4</sup> | 小※ <sup>5</sup> |
| ガラス<br>交換※ <sup>6</sup> | S S  | Uw1.1 以下                      | 52,000           | 34,000          | 21,000          | 7,000           |
|                         | S    | Uw1.5 以下                      | 35,000           | 23,000          | 15,000          | 4,000           |
|                         | A    | Uw1.9 以下                      | 27,000           | 18,000          | 12,000          | 3,000           |
| 内窓設置                    | S S  | Uw1.1 以下                      | 93,000           | 59,000          | 38,000          | 24,000          |
|                         | S    | Uw1.5 以下                      | 50,000           | 34,000          | 22,000          | 14,000          |
|                         | A    | Uw1.9 以下                      | －                | －               | －               | －               |
| 外窓交換<br>(カバー<br>工法)     | S S  | Uw1.1 以下                      | 100,000          | 100,000         | 92,000          | 59,000          |
|                         | S    | Uw1.5 以下                      | 100,000          | 82,000          | 61,000          | 40,000          |
|                         | A    | Uw1.9 以下                      | 77,000           | 58,000          | 44,000          | 27,000          |
| 外窓交換<br>(はつり<br>工法)     | S S  | Uw1.1 以下                      | 100,000          | 99,000          | 73,000          | 46,000          |
|                         | S    | Uw1.5 以下                      | 78,000           | 61,000          | 45,000          | 29,000          |
|                         | A    | Uw1.9 以下                      | 57,000           | 42,000          | 32,000          | 19,000          |

(2) 低層集合住宅及び非住宅建築物(延床面積 240 m<sup>2</sup>超) ※<sup>1,7</sup>における補助額

(円。ガラス交換：1枚あたり。その他：施工箇所1箇所あたり)

| 工種                      | グレード | 熱貫流率<br>(W/m <sup>2</sup> ・K) | 大きさの区分           |                 |                 |                 |
|-------------------------|------|-------------------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|                         |      |                               | 特大※ <sup>2</sup> | 大※ <sup>3</sup> | 中※ <sup>4</sup> | 小※ <sup>5</sup> |
| ガラス<br>交換※ <sup>6</sup> | S S  | Uw1.1 以下                      | (3) における補助額と同じ   |                 |                 |                 |
|                         | S    | Uw1.5 以下                      |                  |                 |                 |                 |
|                         | A    | Uw1.9 以下                      |                  |                 |                 |                 |
| 内窓設置                    | S S  | Uw1.1 以下                      | (1) における補助額と同じ   |                 |                 |                 |
|                         | S    | Uw1.5 以下                      |                  |                 |                 |                 |
|                         | A    | Uw1.9 以下                      |                  |                 |                 |                 |
| 外窓交換<br>(カバー<br>工法)     | S S  | Uw1.1 以下                      | (1) における補助額と同じ   |                 |                 |                 |
|                         | S    | Uw1.5 以下                      |                  |                 |                 |                 |
|                         | A    | Uw1.9 以下                      |                  |                 |                 |                 |
| 外窓交換<br>(はつり<br>工法)     | S S  | Uw1.1 以下                      | (1) における補助額と同じ   |                 |                 |                 |
|                         | S    | Uw1.5 以下                      |                  |                 |                 |                 |
|                         | A    | Uw1.9 以下                      |                  |                 |                 |                 |

(3) 中高層集合住宅及び非住宅建築物（延床面積 240 m<sup>2</sup>超）※<sup>1,8</sup>における補助額  
 (円。ガラス交換：1枚あたり。その他：施工箇所1箇所あたり)

| 工種                      | グレード | 熱貫流率<br>(W/m <sup>2</sup> ・K) | 大きさの区分           |                 |                 |                 |
|-------------------------|------|-------------------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|                         |      |                               | 特大※ <sup>2</sup> | 大※ <sup>3</sup> | 中※ <sup>4</sup> | 小※ <sup>5</sup> |
| ガラス<br>交換※ <sup>6</sup> | S S  | Uw1.1 以下                      | 57,000           | 38,000          | 23,000          | 8,000           |
|                         | S    | Uw1.5 以下                      | 39,000           | 26,000          | 16,000          | 5,000           |
|                         | A    | Uw1.9 以下                      | 30,000           | 20,000          | 13,000          | 4,000           |
| 内窓設置                    | S S  | Uw1.1 以下                      | 100,000          | 65,000          | 42,000          | 26,000          |
|                         | S    | Uw1.5 以下                      | 55,000           | 38,000          | 24,000          | 16,000          |
|                         | A    | Uw1.9 以下                      | －                | －               | －               | －               |
| 外窓交換<br>(カバー<br>工法)     | S S  | Uw1.1 以下                      | 100,000          | 100,000         | 100,000         | 61,000          |
|                         | S    | Uw1.5 以下                      | 100,000          | 100,000         | 69,000          | 41,000          |
|                         | A    | Uw1.9 以下                      | 100,000          | 88,000          | 61,000          | 36,000          |
| 外窓交換<br>(はつり<br>工法)     | S S  | Uw1.1 以下                      | 100,000          | 100,000         | 100,000         | 61,000          |
|                         | S    | Uw1.5 以下                      | 100,000          | 100,000         | 69,000          | 41,000          |
|                         | A    | Uw1.9 以下                      | 100,000          | 88,000          | 61,000          | 36,000          |

- ※1 非住宅建築物については、建築基準法で第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域に建設することが認められている建築物が対象である。
- ※2 特大：ガラス（一枚）の面積 2.0 m<sup>2</sup>以上。サッシ（一箇所）の面積 4.0 m<sup>2</sup>以上。
- ※3 大：ガラス（一枚）の面積 1.4 m<sup>2</sup>以上 2.0 m<sup>2</sup>未満。サッシ（一箇所）の面積 2.8 m<sup>2</sup>以上 4.0 m<sup>2</sup>未満。
- ※4 中：ガラス（一枚）の面積 0.8 m<sup>2</sup>以上 1.4 m<sup>2</sup>未満。サッシ（一箇所）の面積 1.6 m<sup>2</sup>以上 2.8 m<sup>2</sup>未満。
- ※5 小：ガラス（一枚）の面積 0.1 m<sup>2</sup>以上 0.8 m<sup>2</sup>未満。サッシ（一箇所）の面積 0.2 m<sup>2</sup>以上 1.6 m<sup>2</sup>未満。
- ※6 ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出。
- ※7 3階建以下の集合住宅又は非住宅建築物をいう。ただし、非住宅建築物については 10m または 12m のうち、当該地域に関する都市計画において定められた建築物の高さ以下が対象。
- ※8 4階建以上の集合住宅又は非住宅建築物をいう。ただし、非住宅建築物については 10m または 12m のうち、当該地域に関する都市計画において定められた建築物の高さ以下が対象。

(4) その他

改修を行う住戸のドア（開口部に取り付けられているものに限る。）を、窓の改修と同

一契約内で改修する場合に限り、補助の対象とする。単価については、当該ドアの改修方法、断熱性能（熱貫流率（別表２（１）～（３）の表中の窓の熱貫流率を表す  $U_w$  を、ドアの熱貫流率を表す  $U_d$  に置き換える）及び大きさ（別表２（１）～（３）の「サッシ」については、「ドア」と置き換える）に基づき判断し、相当する窓の単価を適用する。

また、断熱性能については、欄間や袖などが対象製品の一部としている場合にはこれらも含めて判断する。

別表3 補助金の交付の申請者

補助金の交付を申請できる者は、次のとおりとする。ただし、当該者は他の同種の補助金の交付を重複して受けることはできないものとする。

| 1 補助事業 | 2 申 請 者                                                  |
|--------|----------------------------------------------------------|
| 対象事業1  | 国要綱1の補助金（令和7年度補正予算）を財源として交付される間接補助金の交付決定を受けた者            |
| 対象事業2  | 国要綱2の補助金（令和7年度補正予算）を財源として交付される間接補助金の交付決定を受けた者            |
| 対象事業3  | 国要綱3の補助金（令和7年度補正予算）を財源として交付される間接補助金の交付決定を受けた者            |
| 対象事業4  | 国要綱4の補助金（令和7年度補正予算）を財源として交付される間接補助金の交付決定を受けた者            |
| 対象事業5  | 国要綱5の補助金（令和7年度補正予算）を財源として実施される対象事業5に係る診断等を受けた者           |
| 対象事業6  | 国要綱6の補助金（令和8年度予算）を財源として実施される対象事業6に係る診断を受けた者              |
| 対象事業7  | 国要綱7の補助金（令和7年度補正予算）を財源として交付される間接補助金の交付決定を受けた者（中小企業等に限る。） |

## 別紙 1

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- （１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

## 別紙 2

### 交付規程様式

様式 1 令和 8 年度省エネ・省 CO<sub>2</sub>加速化支援事業費補助金交付申請書

別添 1 対象事業 1 申請内容の詳細

別添 2 対象事業 2 申請内容の詳細

別添 3 対象事業 3 申請内容の詳細

別添 4 対象事業 4 申請内容の詳細

別添 5 対象事業 5、6 申請内容の詳細

別添 6 対象事業 7 申請内容の詳細

様式 2 令和 8 年度省エネ・省 CO<sub>2</sub>加速化支援事業費補助金交付決定通知書

様式 3 令和 8 年度省エネ・省 CO<sub>2</sub>加速化支援事業費補助金実績報告書（兼、請求書）

様式 4 令和 8 年度省エネ・省 CO<sub>2</sub>加速化支援事業費補助金交付額確定通知書

様式 5 令和 8 年度省エネ・省 CO<sub>2</sub>加速化支援事業費補助金取下申請書

様式 6 令和 8 年度省エネ・省 CO<sub>2</sub>加速化支援事業費補助金財産処分承認申請書

(様式1)

|      |     |
|------|-----|
| 識別番号 |     |
| 年    | 月 日 |

一般社団法人環境技術普及促進協会  
代表理事 殿

申請者 住 所  
(法人その他の団体にあっては  
主たる事務所の所在地)  
氏 名  
(法人その他の団体にあっては  
その名称、代表者の氏名)

令和8年度省エネ・省CO<sub>2</sub> 加速化支援事業費補助金  
交付申請書

令和8年度省エネ・省CO<sub>2</sub> 加速化支援事業費補助金について、本事業の交付規程及び公募要領等に基づき、次のとおり申請します。

なお、交付申請者が同規程及び同要領等に定める要件に適合すること、及び交付申請者の責務を履行することを誓約します。

【対象事業】

|             |   |
|-------------|---|
| 対 象 事 業 番 号 |   |
| 交 付 申 請 額   | 円 |

【申請者又は共同実施事業者（対象事業4のみ）】

|                 |           |   |
|-----------------|-----------|---|
| 担 当 者           | 事 業 者 名※  |   |
|                 | 所 属 ・ 部 署 |   |
|                 | 役 職       |   |
|                 | 氏 名       |   |
| 住 所             |           | 〒 |
| 電 話 番 号         |           |   |
| E メ ー ル ア ド レ ス |           |   |

※対象事業4のみ記載

また、本申請に係る申請内容の詳細は、該当する別添（別添1～別添6）に記載のとおりとします。

(別添1)

対象事業1 申請内容の詳細

【脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO<sub>2</sub>加速化支援事業）の交付対象情報】

|            |   |        |  |
|------------|---|--------|--|
| 登録事業者番号    |   |        |  |
| 申請タイプ      |   |        |  |
| 補助対象住宅の所在地 | 〒 |        |  |
| 住宅用途       |   |        |  |
| 補助対象経費     |   |        |  |
| 交付申請額      | 円 |        |  |
| 契約日        |   | 着工日    |  |
| 交付決定日      |   | 交付決定番号 |  |
| 交付決定額      | 円 |        |  |

【共同事業者】

|     |   |  |  |
|-----|---|--|--|
| 氏名  |   |  |  |
| 現住所 | 〒 |  |  |

【注意事項】 印字することのできない一部の人名漢字等を、常用漢字もしくはひらがなに置きかえている場合があります。

【同意事項】

- ☐ 令和8年度省エネ・省CO<sub>2</sub>加速化支援事業費補助金の申請にあたっては、交付申請等の手続き、関連する個人情報の提供、及び事業費の確実な還元とその方法に関して、共同事業者から同意を得ていること。

(注) この申請書には、以下の書面を添付すること。

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金に係る交付決定通知書の写し

(別添2)

対象事業2 申請内容の詳細

【高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金の交付対象情報】

|            |   |        |  |
|------------|---|--------|--|
| 登録事業者番号    |   |        |  |
| 申請タイプ      |   |        |  |
| 補助対象住宅の所在地 | 〒 |        |  |
| 補助対象経費     | 円 |        |  |
| 交付申請額      | 円 |        |  |
| 契約日        |   | 着工日    |  |
| 交付決定日      |   | 交付決定番号 |  |
| 交付決定額      | 円 |        |  |

【共同事業者】

|     |   |  |  |
|-----|---|--|--|
| 氏名  |   |  |  |
| 現住所 | 〒 |  |  |

【注意事項】 印字することのできない一部の人名漢字等を、常用漢字もしくはひらがなに置きかえている場合があります。

【同意事項】

- ☐ 令和8年度省エネ・省CO<sub>2</sub>加速化支援事業費補助金の申請にあたっては、交付申請等の手続き、関連する個人情報の提供、及び事業費の確実な還元とその方法に関して、共同事業者から同意を得ていること。

(注) この申請書には、以下の書面を添付すること。

高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金に係る交付決定通知書の写し

(別添3)

対象事業3 申請内容の詳細

【既存賃貸集合住宅用小型省エネルギー型給湯器導入促進事業費補助金の交付対象情報】

|            |   |        |  |
|------------|---|--------|--|
| 登録事業者番号    |   |        |  |
| 申請タイプ      |   |        |  |
| 補助対象住宅の所在地 | 〒 |        |  |
| 補助対象経費     | 円 |        |  |
| 交付申請額      | 円 |        |  |
| 契約日        |   | 着工日    |  |
| 交付決定日      |   | 交付決定番号 |  |
| 交付決定額      | 円 |        |  |

【共同事業者】

|           |   |  |  |
|-----------|---|--|--|
| 氏名        |   |  |  |
| 現住所       | 〒 |  |  |
| 賃貸オーナー氏名※ |   |  |  |

※ 管理会社が共同事業者の場合のみ、管理委託契約を結んだ賃貸オーナー氏名が表示されます。

【注意事項】 印字することのできない一部の人名漢字等を、常用漢字もしくはひらがなに置きかえている場合があります。

【同意事項】

- ☐ 令和8年度省エネ・省CO<sub>2</sub>加速化支援事業費補助金の申請にあたっては、交付申請等の手続き、関連する個人情報の提供、及び事業費の確実な還元とその方法に関して、共同事業者から同意を得ていること。

(注) この申請書には、以下の書面を添付すること。

既存賃貸集合住宅用小型省エネルギー型給湯器導入促進事業費補助金に係る交付決定通知書の写し

(別添4)

対象事業4 申請内容の詳細

【再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（DRリソース導入のための家庭用蓄電システム等導入支援事業）の交付対象情報】

|                     |   |
|---------------------|---|
| 補 助 事 業 の 名 称       |   |
| 設 備 使 用 者 氏 名       |   |
| 補 助 対 象 住 宅 の 所 在 地 | 〒 |
| 交 付 決 定 日           |   |
| 補 助 対 象 経 費         |   |
| 交 付 決 定 額           |   |
| 販売契約日又はリース契約日       |   |
| 設 置 完 了 予 定 日       |   |

【共同申請者】（リース会社等）

|         |   |
|---------|---|
| 事 業 者 名 |   |
| 住 所     | 〒 |

【同意事項】

- ☐ 令和8年度省エネ・省 CO<sub>2</sub> 加速化支援事業費補助金の申請にあたっては、交付申請等の手続き、関連する個人情報の提供に関して、共同申請者から同意を得ていること。

(注) この申請書には、以下の書面を添付すること。

- (1) 再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金に係る交付決定通知書の写し
- (2) 再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金に係る交付申請書 別紙3（実施体制図）の写し

(別添5)

対象事業5、6申請内容の詳細

【中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業）、中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費の交付対象情報】

|                     |   |
|---------------------|---|
| 受診した診断の名称           |   |
| 補助対象となる<br>事務所等の所在地 | 〒 |
| 診断費用補助対象経費          | 円 |
| 診断の申込日              |   |
| 診断着手（予定）日           |   |

【診断実施事業者】

|      |  |
|------|--|
| 事業者名 |  |
|------|--|

(注) この申請書には、以下の書面を添付すること。

- (1) 診断機関が受付を行ったことが分かる資料の写し
- (2) 診断費用が分かる資料の写し

(別添6)

対象事業7 申請内容の詳細

【省エネルギー投資促進支援事業費補助金(設備単位型のうちユーティリティ設備導入支援事業に限る。)の交付対象情報】

|              |   |        |  |
|--------------|---|--------|--|
| 補助対象事務所等の名称  |   |        |  |
| 補助対象事務所等の所在地 | 〒 |        |  |
| 補 助 対 象 設 備  |   |        |  |
| 補 助 対 象 経 費  | 円 |        |  |
| 交 付 申 請 額    | 円 |        |  |
| 交 付 決 定 日    |   | 交付決定番号 |  |
| 交 付 決 定 額    | 円 |        |  |

(注) この申請書には、以下の書面を添付すること。

- (1) 省エネルギー投資促進支援事業費補助金に係る交付決定通知書の写し
- (2) 省エネルギー投資促進支援事業費補助金に係る交付申請書 別紙1 (補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額) の写し

(様式2)

|        |       |
|--------|-------|
| 識別番号   |       |
| 交付決定番号 | 第 号   |
|        | 年 月 日 |

殿

一般社団法人環境技術普及促進協会  
代表理事

令和8年度省エネ・省CO<sub>2</sub>加速化支援事業費補助金  
交付決定通知書

申請された令和8年度省エネ・省CO<sub>2</sub>加速化支援事業費補助金は、本事業の交付規程（以下「本規程」という。）及び公募要領等に基づき、下記のとおり交付することを決定したので、通知します。

記

- 1 補助金の交付対象となる事業及び内容は以下の補助金交付申請書のとおりとする。

|             |  |
|-------------|--|
| 対 象 事 業 番 号 |  |
| 交 付 申 請 日   |  |

- 2 「1」の交付申請に基づく補助金の交付決定額は以下のとおり決定する。

|           |   |
|-----------|---|
| 交 付 決 定 日 |   |
| 交 付 決 定 額 | 円 |
| 交 付 の 条 件 |   |
| 取 下 期 日 ※ |   |

※ 当該通知に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服がある場合の、申請の取り下げ期日

- 3 補助金の交付を受けた者は、本規程及び公募要領等に基づいた適正な手続き、並びに補助金交付を受けた財産の適切な管理を行わなければならない。

- 4 本規程第7条の規定に基づき、補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ協会の承認を受けなければならない。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、本規程第5条に定める手続によるものとする。

- (3) 補助事業の全部若しくは一部を廃止しようとする場合は、本規程別紙2様式5に定める取下申請書を協会に提出して承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業の遂行及び収支の状況について、協会の要求があったときは速やかに遂行状況を協会に書面をもって報告しなければならない。
- (5) 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく協会に報告しなければならない。
- (6) 協会は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
- (7) 協会は、補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を協会に納付させることができる。
- (8) 補助事業者は、補助事業の完了後、大阪市が実施する二酸化炭素削減効果に関する効果検証等において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、大阪市（大阪市から委託を受けた民間事業者を含む。）及び協会から指示があった場合には、必要な情報を提供しなければならない。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、補助事業者は、本規程を遵守しなければならない。

**【注意事項】** 事業の遅延、取り下げは、事務局に連絡の上、その指示に従うこと。印字することのできない一部の人名漢字等を、常用漢字もしくはひらがなに置きかえている場合があります。

(様式3)

識別番号

年 月 日

一般社団法人環境技術普及促進協会  
代表理事 殿

申請者 住 所  
(法人その他の団体にあっては  
主たる事務所の所在地)  
氏 名  
(法人その他の団体にあっては  
その名称、代表者の氏名)

令和8年度省エネ・省CO<sub>2</sub>加速化支援事業費補助金  
実績報告書（兼、請求書）

本事業の交付規程及び公募要領等に基づき、交付決定を受けた補助事業が完了しましたことを報告します。また、一般社団法人環境技術普及促進協会が、本報告書に基づき、交付すべき補助金の額を確定したときは、同規程及び同要領等に基づき、当該額を令和8年度省エネ・省CO<sub>2</sub>加速化支援事業費補助金として、以下のとおり請求します。

【対象事業】

|                            |            |
|----------------------------|------------|
| 対 象 事 業 番 号                |            |
| 交 付 決 定 番 号                |            |
| 交 付 決 定 日                  |            |
| 実 績 報 告 額<br>( 交 付 決 定 額 ) | 円<br>( ) 円 |

【申請者又は共同実施事業者（対象事業4のみ）】

|                 |           |  |
|-----------------|-----------|--|
| 担当者             | 事 業 者 名※  |  |
|                 | 所 属 ・ 部 署 |  |
|                 | 役 職       |  |
|                 | 氏 名       |  |
| 住 所             | 〒         |  |
| 電 話 番 号         |           |  |
| E メ ー ル ア ド レ ス |           |  |

※対象事業4のみ記載

【共同事業者/共同申請者】※該当する場合のみ記入

|   |   |   |
|---|---|---|
| 氏 | 名 |   |
| 現 | 住 | 所 |
|   |   | 〒 |

【補助金の請求】

|   |   |   |  |
|---|---|---|--|
| 請 | 求 | 額 |  |
| 振 | 込 | 先 |  |

【注意事項】 印字することのできない一部の人名漢字等を、常用漢字もしくはひらがなに置きかえている場合があります。

(様式4)

|      |  |
|------|--|
| 識別番号 |  |
|------|--|

交付額確定番号 第 号  
年 月 日

殿

一般社団法人環境技術普及促進協会  
代表理事

令和8年度省エネ・省CO<sub>2</sub>加速化支援事業費補助金  
交付額確定通知書

交付決定のあった令和8年度省エネ・省CO<sub>2</sub>加速化支援事業費補助金は、本事業の交付規程及び公募要領等に基づき、下記のとおり確定したので、通知します。

記

1 補助金の交付対象となる事業及び内容は以下の交付決定のとおりとする

|             |  |
|-------------|--|
| 対 象 事 業 番 号 |  |
| 交 付 決 定 日   |  |
| 交 付 決 定 番 号 |  |

2 「1」の交付申請に基づく補助金の交付決定額は以下のとおり決定する。

|             |   |
|-------------|---|
| 交 付 額 確 定 日 |   |
| 交 付 確 定 額   | 円 |

【注意事項】 印字することのできない一部の人名漢字等を、常用漢字もしくはひらがなに置きかえている場合があります。

(様式5)

|      |  |
|------|--|
| 識別番号 |  |
|------|--|

年 月 日

一般社団法人環境技術普及促進協会  
代表理事 殿

申請者 住 所  
(法人その他の団体にあっては  
主たる事務所の所在地)  
氏 名  
(法人その他の団体にあっては  
その名称、代表者の氏名)

令和8年度省エネ・省CO<sub>2</sub> 加速化支援事業費補助金  
取下申請書

本事業の交付規程及び公募要領等に基づき、交付決定を受けた補助事業の取り下げを行います。

【補助事業者】太枠内はすべて必須（個人事業主の場合は、法人代表者の記入を除く）

|                    |     |      |          |
|--------------------|-----|------|----------|
| 登録事業者番号            |     |      |          |
| 補助事業者<br>(個人事業主氏名) |     |      |          |
| 法人<br>代表者          | 役職  |      |          |
|                    | 氏名  |      |          |
| 申請<br>担当者          | 住所  | 〒    |          |
|                    | 氏名  |      |          |
|                    | 連絡先 | 電話番号 | Eメールアドレス |
| 返還<br>担当者<br>※     | 住所  |      |          |
|                    | 部署  |      |          |
|                    | 氏名  |      |          |
|                    | 連絡先 | 電話番号 | Eメールアドレス |

※ 補助金の返還が伴う場合、返還の手続きを行う担当者が交付申請時の担当者と別である場合のみ、記載ください。

【共同事業者/共同申請者】※該当する場合のみ記入（法人の場合は、担当者の連絡先を記入）と

|     |      |          |
|-----|------|----------|
| 氏名  |      |          |
| 現住所 | 〒    |          |
| 連絡先 | 電話番号 | Eメールアドレス |

【取り下げする補助事業】※すべて必須

|             |  |
|-------------|--|
| 対 象 事 業 番 号 |  |
| 交 付 決 定 番 号 |  |
| 交 付 決 定 日   |  |
| 取 り 下 げ 理 由 |  |

【注意事項】 予め一般社団法人環境技術普及促進協会に相談し、その指示により提出すること。

(様式6)

識別番号

年 月 日

一般社団法人環境技術普及促進協会  
代表理事 殿

申請者 住 所

(法人その他の団体にあっては  
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあっては  
その名称、代表者の氏名)

令和8年度省エネ・省CO<sub>2</sub> 加速化支援事業費補助金  
財産処分承認申請書

本事業の交付規程及び公募要領等に基づき、交付決定を受けた補助対象財産の処分について、以下のとおり承認を申請します。

【補助事業者】※すべて必須（個人事業主の場合は、法人代表者の記入を除く）

|                                |     |  |
|--------------------------------|-----|--|
| 登 録 事 業 者                      |     |  |
| 補 助 事 業 者<br>( 個 人 事 業 主 氏 名 ) |     |  |
| 代 表 者                          | 役 職 |  |
|                                | 氏 名 |  |
| 住 所                            | 〒   |  |
| 電 話 番 号                        |     |  |
| E メ ー ル ア ド レ ス                |     |  |

【共同事業者/共同申請者】※該当する場合のみ記入（法人の場合は、担当者の連絡先を記入）

|                 |   |  |
|-----------------|---|--|
| 氏 名             |   |  |
| 現 住 所           | 〒 |  |
| 電 話 番 号         |   |  |
| E メ ー ル ア ド レ ス |   |  |

【処分する補助対象財産】※すべて必須

|                            |                  |
|----------------------------|------------------|
| 対 象 事 業 番 号                |                  |
| 交 付 決 定 番 号                |                  |
| 交 付 確 定 日                  |                  |
| 交 付 確 定 額                  | 円                |
| 住 宅 の 所 在 地<br>及 び 処 分 財 産 | 〒                |
| 処 分 相 手                    | ※住所、氏名、使用目的等     |
| 処 分 の 内 容                  | ※処分の内容をご記入ください。  |
| 処 分 の 理 由                  | ※処分した理由をご記入ください。 |
| 処 分 の 条 件                  | ※譲渡価格等           |

【注意事項】 予め協会に相談し、その指示により提出すること。